

# ペット災害危機管理士規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 資格の認定（第4条—第10条）
- 第3章 業務（第11条—第11条の2）
- 第4章 規程及び細則の制定改廃（第12条）
- 附則

## 第1章 総則

（ペット災害危機管理士の任務）

第1条 ペット災害危機管理士は、人とペットの身を守るために必要な危機管理の知識を有し、平時又は災害時においてペットの安全や心の健康の確保に寄与し、あわせて人とペットとのよりよい共生を目指すものとする。

（ペット災害危機管理士の種類）

第2条 ペット災害危機管理士の資格は、知識及び技能に応じ、以下の種類とする。

- ① ペット災害危機管理士1級講師
- ② ペット災害危機管理士2級講師
- ③ ペット災害危機管理士1級
- ④ ペット災害危機管理士2級
- ⑤ ペット災害危機管理士3級
- ⑥ ペット災害危機管理士4級

（ペット災害危機管理士の資格を統轄する団体）

第3条 ペット災害危機管理士の資格の認定、登録、取消しその他の業務は、一般社団法人全日本動物専門教育協会（以下「協会」という。）が行う。

2 協会は、前項の業務を関連する法人に委託することができる。

## 第2章 資格の認定

（認定）

第4条 ペット災害危機管理士になろうとする者は、協会が定めるペット災害危機管理士認定講座を受講し、協会の認定を受けなければならない。

(認定を受けられない場合)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、第4条の認定を受けることができない。

- ① 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- ② 罰金以上の刑に処せられた者
- ③ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている者
- ④ 登録申請書類に虚偽の記載をした者
- ⑤ 反社会的と認められる団体（暴力団等）に所属している者
- ⑥ 本規程を順守できない者
- ⑦ 前号に該当する者を除くほか、ペット災害危機管理士の信用を著しく損なう行為若しくはペット災害危機管理士に関する不正の行為があった者又は著しく徳性を欠くことが明らかな者
- ⑧ 第9条第2項第2号に該当して認定を取り消された者

(認定の有効期間)

第6条 ペット災害危機管理士の認定の有効期間は、認定を受けた日から2年間とする。

- 2 認定は、前項の期間満了前に更新することができる。更新をする者は、協会に対し、手数料を納付して更新の申請をしなければならない。
- 3 更新をした者の認定の有効期間は、第1項の有効期間の満了日の翌日から2年間とする。
- 4 第2項による更新後の再度の更新は、前2項を準用し、以後も同様とする。

(登録及び認定証書等の交付)

第7条 協会は、第4条の認定を行ったときは、ペット災害危機管理士名簿に登録する。

- 2 ペット災害危機管理士は、協会に対し、手数料を納付して、その取得した等級に応じた次の各号の文書の交付を申請することができる。
  - ① ペット災害危機管理士認定証書
  - ② ペット災害危機管理士顔写真入り認定証
  - ③ ペット災害危機管理士名刺
- 3 ペット災害危機管理士が勤務する施設は、協会に対し、手数料を納付し

て、勤務するペット災害危機管理士の等級に応じた資格取得者在勤施設証明書（以下前項各号の文書と合せて「認定証書等」という。）の交付を申請することができる。

- 4 前2項の規定は、第6条第2項（第4項で準用する場合を含む。）により有効期間を更新した場合における認定証書等の交付について準用する。

（ペット災害危機管理士名簿）

第8条 協会にペット災害危機管理士名簿を備え、ペット災害危機管理士に関する事項を登録する。

（認定の取消し及び業務の停止）

第9条 ペット災害危機管理士から申請があったときは、協会は、その認定を取り消さなければならない。

- 2 ペット災害危機管理士が次の各号の一に該当するときは、協会は、その認定を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。
  - ① 第5条第1号から第7号までの一に該当するとき。
  - ② ペット災害危機管理士としての品位を損ずるような行為をしたとき。
  - ③ 第11条に違反したとき。
- 3 前項の規定により処分をする場合、協会は、当該ペット災害危機管理士に、当該処分の原因となる事実を文書をもって通知し、意見を提出する機会を与えなければならない。
- 4 前項の意見の提出に際しては、当該ペット災害危機管理士又はその代理人は、書面をもって当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。
- 5 当該ペット災害危機管理士又はその代理人は、第3項の規定による通知があった時から意見の提出手続が終結する時までの間、協会に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、協会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 6 ペット災害危機管理士は、業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間中ペット災害危機管理士の表示又はこれに類する表示をしてはならない。

（認定証書等の申請手続等）

第10条 この章に規定するもののほか、認定証書等の交付、再交付及び返納、ペット災害危機管理士名簿の登録、訂正及び抹消並びに前条第2項の規定による処分に関し必要な事項は、細則で定める。

### 第3章 業務

(他人による業務取扱いの禁止)

第11条 ペット災害危機管理士は、他人をしてその業務を取り扱わせてはならない。

(等級の明示)

第11条の2 ペット災害危機管理士は、その業務をする場合において、名刺、名札、広告（新聞、折り込みチラシ、雑誌、パンフレット、インターネット等）に、自身の資格を表示するときは、認定を受けた等級を虚偽なく表示しなければならない。

### 第4章 手数料の設定並びに規程及び細則の制定改廃

第12条 第6条第2項、第7条第2項、同条第3項その他細則に定める手数料は、物価の増減等を勘案して、協会が定める。

2 本規程及び細則の制定改廃は、協会が行う。

附則

(施行日)

第1条 本規程は、令和4年7月6日から施行する。

(経過措置)

第2条 本規程の施行時にペット災害危機管理士である者の認定の有効期間は、当該認定を受けた日から2年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、本規程の施行時にペット災害危機管理士の認定の更新をしていた者の認定の有効期間は、当該更新時に定められた期間とする。

(改訂)

令和5年4月19日改訂 第11条の2追加